

時間外労働の上限規制に関する説明会のご案内

(むつ会場)



青森労働局労働基準部監督課

労働者がそれぞれの事情に応じて、多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するために、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等がますます重要となっております。また、これまで時間外労働の上限規制の適用が猶予されている事業または業務に対しても、令和6年4月から上限規制が適用されます。

つきましては、事業者の労務管理担当者等を対象とした、時間外労働の上限規制の内容を中心として働き方改革に関する説明会を下記日程にて開催いたしますので、お忙しい折とは存じますが、是非ご参加いただきますようご案内いたします。

なお、本説明会における運営は、厚生労働省委託会社である株式会社東京リーガルマインドが行います。ご不明な点等がございましたら、「ご質問・お問合せ先」宛にご連絡ください。

記

日 時 令和6年2月14日(水) 14:00～16:30

会 場 下北文化会館 大集会室 (むつ市金谷1丁目10-1)

<説明会内容>

1. 時間外労働の上限規制、36協定締結のポイント ほか

(労働基準監督署の担当官が説明します。)

2. 雇用環境・均等室からのお知らせ

※資料は当日配布いたします。

【申込方法】

時間外労働の上限規制説明会専用 HP から入力

専用 HP URL <[時間外労働の上限規制に関する説明会 \(jougenkisei.com\)](http://jougenkisei.com)>

【ご質問・お問合せ先】

株式会社東京リーガルマインド 公共事業本部

『時間外労働の上限規制に関する説明会』事務局

フリーコール<0800-222-3029> 受付時間:(平日) 09:00～17:00

E-mail: 36kyoutei@lec.co.jp